

## 5 栄山寺文書 107点 [有形文化財（古文書）]

[所在地] 五條市小島町 503 番地

[所有者] 栄山寺

[時代] 平安時代～江戸時代

[概要]

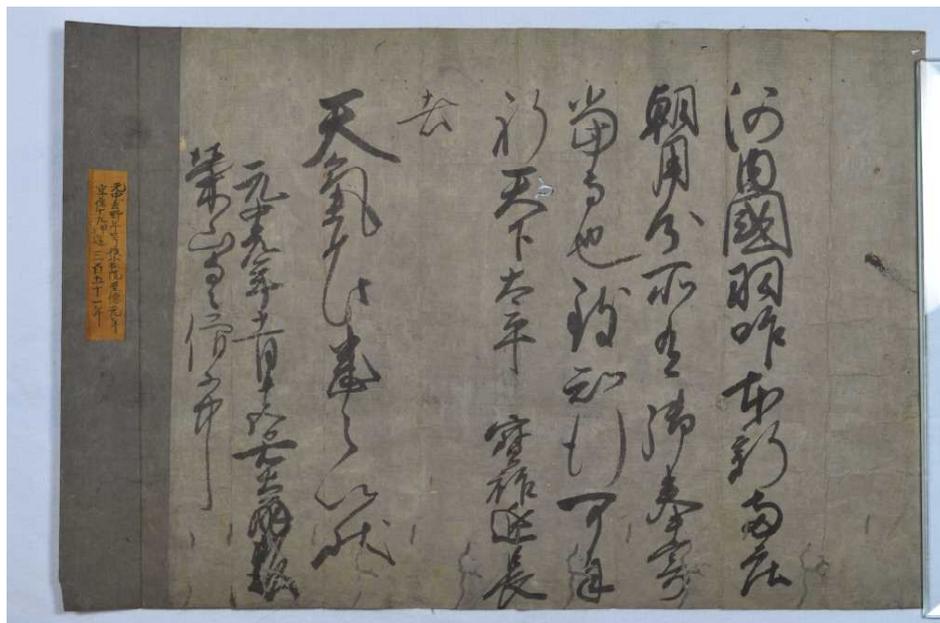
藤原武智麻呂が創建したと伝える藤原南家ゆかりの寺院、栄山寺に伝来した古文書群である。平安時代から江戸時代にかけての長期にわたる史料が残されており、全 107 点より成る。

中心を成すのは寺領に関する文書である。平安時代の太政官符案や栄山寺牒等の公験をはじめとして、鎌倉時代以降の売券や田畠寄進状、田地注文、絵図等が残されており、寺領の変遷を知ることができる。これらの寺領文書は江戸時代に至っても、境争論に際しての支証として挙げられており、証拠文書として継続的に維持・管理されてきたことがうかがえる。

宗教活動を表すものとして、南北朝時代から戦国時代にかけての祈祷に関する文書がある。後亀山天皇・後小松上皇の綸旨・院宣や、畠山氏からの礼状が含まれており、栄山寺と時々の政治権力との関係を示すものとして注目される。

その他、寺内の諸事を衆議により定めた評定書や、塔婆造営日記・仏具寄進状といった伽藍に関わる史料、戦国時代の畠山氏被官による禁制、江戸時代の本末証文案など、寺院運営に関する文書も様々に残されている。

全体を通して、古代・中世から近世に至る、栄山寺の寺院経営はもとより、政治権力との関係の変遷などを多面的に知ることができる史料群であり、大和国南部の寺院史料・地域史料として貴重なものと言える。



元中元年十一月十五日付後亀山天皇綸旨